

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月18日

秋田県監査委員 小 松 隆 明  
秋田県監査委員 三 浦 茂 人  
秋田県監査委員 高 橋 洋 樹  
秋田県監査委員 川 村 和 夫  
財 199  
令和2年11月19日

秋田県監査委員 小 松 隆 明  
秋田県監査委員 三 浦 茂 人 様  
秋田県監査委員 高 橋 洋 樹  
秋田県監査委員 川 村 和 夫

秋田県知事 佐 竹 敬 久

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成26年度包括外部監査（下水道事業特別会計の財務事務について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>7. 固定資産管理に係る財務事務                      (2) 秋田県の下水道台帳の整備状況  <b>【意見9】</b> 下水道台帳のデータ集約化とシステム化について                      (83頁・11頁)                      現状、維持管理計画や投資計画の策定の際に台帳データは用いられていない。その理由として、下水道台帳に全ての資産情報が集約されていない点とシステムによるデータ管理がなされていない点が挙げられる。                      全ての下水道財産を、経営を直接担う建設部が適宜適切に把握していない状況は、安定したサービスの供給を阻害する要因になり得る。                      また、システムによるデータ管理がなされていない点については、「管路台帳」及び「資産台帳」が紙原簿により管理されていることから、登録内容の変更等の更新作業における作業時間や頻度等及び台帳情報を活用した現状把握分析、将来予測等のデータ分析作業における作業時間や深度等について、システム上でデータ管理した場合に比べ、非効率ないし制約があると考ええる。                      より効果的かつ効率的な台帳管理及び情報の利活用へつなげるために、管轄部署を一元化し、情報集約化を進めるとともに、下水道台帳のシステム化を図るべきである。                      なお、管轄部署の一元化及び下水道台帳のシステム化により、一時的なコスト増及び人的資源の不足が想定されるが、今後、想定される公営企業法の法適用化と併せて実施することで、作業負荷を削減できると考える。</p> <p>(3) 設備投資計画  <b>【意見10】</b> 設備投資計画の精緻化について                      (86頁・11頁)                      長寿命化計画は、下水道台帳ではなく、過年度の建設改良費等の歳出合計に基づき作成されている。したがって、個別の資産ごとに耐用年数に応じた更新投資等の詳細な投資計画を策定できていない。                      秋田県では、公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、改築更新費のシミュレーションを実施しており、設備投資計画も当該シミュレーションに即したものであることから、必要な更新投資は行われているものと推察されるが、当該シミュレーションは電気・機械及び土木・建築の2種別で実施されたものであるため、より適切に更新投資を行う上では、個別の資産ごとに耐用年数を勘案した設備投資計画を作成する必要がある。                      今後、地方公営企業法が適用されることで、台帳整備に加え、適切な減価償却計算が行われることになり、固定資産の老朽化度を把握することが可能になる。当該固定資産の老朽化に係る情報に基づき、設備投資計画を策定することで、より実効性の高い設備投資を実施することが可能になるものと考ええる。</p> <p>(4) 未利用財産</p>	<p>(対応中：下水道マネジメント推進課)                      下水道台帳のシステム化については、令和2年度中に事業に着手し、令和3年度に完成する予定としている。</p> <p>(対応中：下水道マネジメント推進課)                      長寿命化支援制度を発展させた下水道ストックマネジメント支援制度に基づき、長期的な改築事業のシナリオの設定や点検・調査計画及び修繕・改築計画である「ストックマネジメント計画」を令和2年度中に策定し、令和4年度の経営戦略の改定に合わせ、設備投資計画を策定することとしている。                      さらに、固定資産台帳を整備後は、減価償却費等を勘案した設備投資計画を令和3年度中に策定する予定としている。</p>

【意見11】未利用資産の把握の状況について  
(88頁・11頁)

下水道台帳は「管路台帳」、「設備台帳」、「資産台帳」の3台帳から構成されるが、稼働状況に関する情報が記載された台帳は「設備台帳」のみである。また、その「設備台帳」も、【指摘事項7④】に記載したとおり、稼働状況の情報の整理が不完全であり、現状、未利用資産の把握が適切に行われているとはいえない。

まずは、設備以外の資産については、未利用資産の有無を把握するとともに、未利用資産の一覧表を作成すべきである。

なお、設備について、台帳を適切に整備することで稼働状況を把握できることから、稼働状況に係る情報を整理し、台帳を適切に整備する必要があるのは【指摘事項7④】のとおりである。

加えて、稼働状況を確認するため、現物確認（実査）を定期的実施すべきである。

(対応中：下水道マネジメント推進課)

令和3年度に完成予定である下水道台帳システムにより、土地や建物の未利用や低利用状況を一覧化して把握し、利活用に向けた検討を同年度中に行う予定としている。

なお、設備の稼働状況については、設備を管理している指定管理者が日常点検により把握している。

平成27年度包括外部監査（基金の運営と管理に係る財務事務）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>4. 各基金に関する事項 (11) 秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金 【意見9】基金の設置の意義について (76頁・7頁)</p> <p>昭和50年に設置された本基金は、県として母子・父子・寡婦に対する福祉の増進を目的に、市町村を通じた貸付制度を創設することとし、その貸付資金として設置されたものである。</p> <p>ただし、母子・父子・寡婦に対する住宅整備事業は本来市町村が実施すべき事業と考えられ、貸付実績も減少の一途をたどってきており、利用実績の観点からも、制度として維持する必要性は高いとはいえない。</p> <p>また、制度上の存続意義の観点からも、生活福祉資金は国の補助事業、母子父子寡婦福祉資金は法律に基づいた貸付制度であり、これらを上回る県独自の有利な制度が必要かという観点での議論も必要である。事業として、県が公費を利用して維持すべき融資制度なのかどうかを改めて検討し、その必要性が認められる場合であっても、実績に見合った形でもって基金の縮小を検討すべきである。</p>	<p>(対応中：地域・家庭福祉課)</p> <p>秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金は、昭和50年度に5千万円の積立額で開始し、昭和58年度には5億円を超える額で運用していたが、昭和59年度に貸付額が償還額を下回ったため、その後は、年度中の償還額から、当該年度の貸付に必要な額を除いた額を一般会計に繰り出すことにより、令和元年度末の基金残高は、1億円程度にまで縮小している。</p> <p>基金の貸付対象となるひとり親家庭は、ふたり親家庭と比較すると貧困率が非常に高く、その生活の安定と向上を図ることは、県の重要施策となっている。</p> <p>このため、平成26年度に「第2期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、母子・父子世帯と未就業者の多い寡婦世帯について、重点的な支援を進めていくことにしており、同基金もその中に掲げられた施策の一つである。</p> <p>令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第3期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するに当たり前年度に実施した、ひとり親家庭等を対象とする実態調査の結果によると、現在も一定のニーズがあり、事業を継続する必要がある。基金の縮小については、利用実績を勘案しながら、</p>

(16) 秋田県林業開発基金

【意見13】 将来の貸付金の回収見込みについて  
(98頁・10頁)

林業開発基金は、林業公社の財政運営における収支不足（収支赤字）を補填する目的で支出するものであり、いわゆる運転資金の融資である。したがって、将来返済されることを前提とする。

貸付金が回収されないことは基金を毀損することであるため、回収リスクを検討した。

この点、林業公社の第9次長期経営計画における長期収支見込みは71億円のプラスとなっているが、多分に不確実性を伴う内容となっており、貸付期間が45年から50年の長期に及んでいることから、当基金からの貸付金には回収リスクがあるものと考えられる。

林業公社の経営リスクは、県直営で実施した場合の事業リスクと変わらないため、長期収支見通しのおおりに事業が進まなければ、貸付債権はいずれ不良債権となり、基金を毀損させる懸念を抱えている。

第三セクター等の経営に関する調査特別委員会の委員会調査報告書でも指摘されているとおり、高金利債務の解消等を引き続き図ることはもちろんのこと、長期収支見通しとの乖離状況を常にフォローアップし、法人形態の見直しと併せて、長期的な観点から基金のあり方を検討すべきである。

検討していく。

(対応中：林業木材産業課)

県議会の「第三セクター等の経営に関する調査特別委員会」、外部有識者による「秋田県林業公社のあり方検討委員会」において、次のような提言等があった。

- ・当面は林業公社を存続させることが妥当
- ・ただし、今後のリスク変化によっては、林業公社を解散して県が事業主体となることが適当との判断もあり得る
- ・そのため、今後も定期的な検証と経営改善のための各種見直し等を行うことが必要

このため、平成29年度には第10次長期経営計画を策定したほか、毎年度、木材価格の変動等を反映させて長期収支の見直しを行い、公表しているところであり、これらの進捗状況を踏まえつつ、国の支援措置の動向に応じて、基金のあり方を検討する。

平成29年度包括外部監査（秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>II-2 高齢者の社会参加促進事業</p> <p>【意見16】 より効果的な補助事業に向けた見直しについて (87頁・7頁)</p> <p>友愛訪問活動への支援は秋田県第6期介護保険事業支援計画（第7期老人福祉計画）でも位置付けられている事業であるが、適正クラブの友愛訪問活動実施率は6割程度にとどまっている。県老連報告を含めても、24市町村のうち5市町村では、友愛訪問活動の実施が確認されていない状況である。今後、補助の対象や補助金算出方法などを工夫し、より一層効果的な補助事業となるように見直しがなされることを期待する。</p>	<p>(対応中：長寿社会課)</p> <p>現在、より活発な活動につながるような仕組みとするため、補助金算出方法を活動実績に応じたものとするなど、県老人クラブ連合会と見直しの検討を進めており、令和2年度末までに対応する予定である。</p>
<p>II-4 地域で支える認知症施策推進事業</p> <p>【意見21】 認知症施策の推進について (97頁・8頁)</p> <p>県には認知症施策の加速度的な展開が求められており、量的な目標達成に向けて多くの事業を同時並行的に進める必要があるが、その際、より効果的あるいは効率的な運営や対応、さらに利用者の満足度など、質的な側面にも十分配慮しつつ取組が行われることを期待する。</p>	<p>(対応済み：長寿社会課)</p> <p>医療・介護・福祉関係者や家族会等で構成される「秋田県認知症施策推進ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」という。）による提言に基づき、認知症施策を実施している。毎年度、施策の進捗状況をネットワーク会議に報告し、意見をいた</p>

## II-9 老人福祉総合エリア運営費（北部、中央地区、南部）

【指摘事項15】指定管理者の公募期間中の個別交渉について（114頁・9頁）

現在の指定管理者の公募は平成27年度に行われている。申請書類の一つに「指定の申請に関する意思の決定を証する書類」があり、監査で申請書類確認の一環として事業団から提出された理事会の議事録等を閲覧したところ、指定管理者への申請の意思決定のために、指定管理施設と一体的に運営されている施設に関して県と協議を行ったことが記録されていた。指定管理者の公募に申請しようとする者は、定められた期間に所定の方法で質問をすることにより県とやりとりを行うことができるが、事業団と県の協議は定められた質問等の手続きを経っていないものである。県は、指定管理者の公募に関して、不要な誤解を招かないよう徹底する必要がある。

【意見28】指定管理者選定委員会の独立性の確保について（115頁・9頁）

平成28年度から5年間の3エリアの指定管理者を選定するための選定委員会は5名の委員で構成され、そのうち3名が大学教授などの外部委員であり、残り2名は県の健康福祉部次長が就任している。委員長は健康福祉部次長である。ここで、平成27年9月時点で、県の健康福祉部長が事業団の理事に就任している。他にも県のOBが事業団の理事や評議員となっており、応募者に対する選定委員会の独立性を確保するための規定は不十分である。指定管理者制度の運用に係るガイドライン及び健康福祉部指定管理者選定委員会設置要綱において応募者に対する選定委員会の独立性を確保するための手続きを定め、それに基づいて選定委員会を運営する必要がある。

【意見29】施設の利用促進について（116頁・9頁）

県と指定管理者は各年度で利用者数や利用料金収入の目標を設定している。利用料金収入でみると、平成28年度はいずれのエリアも目標額を達成できていないなど改善の余地がある。県は、着実に施設利用者数の増加につながるよう、指定管理者の目標設定やその実績の評価、指定管理者への指導・支援を通じて、より一層効果的な利用促進を図っていく必要がある。

だくことにより施策に反映してその質の確保を図っている。

また、令和元年度にはネットワーク会議に「認知症予防部会」を設置し、認知症を取り巻く新たな動きにも速やかに対応するなど、引き続き認知症施策の充実に取り組んでいるところである。

（対応済み：長寿社会課）

令和2年度の公募にあたっては、募集要項において、応募者等からの質問はすべて質問票で受け付け、回答はすべて文書で行うこととし、この規定に則り公平性・透明性の確保に努めた。

（対応済み：総務課）

指定管理者の選定に係る透明性を高めるため、指定管理施設の応募者と利害関係が認められる選定委員会の委員（内部委員を含む。）を審査・採点から除外する旨の規定を指定管理者制度の運用に係るガイドラインに追加し、令和2年度の公募から適用している。

（対応済み：長寿社会課）

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年1月から利用が低下し始め、4月から5月にかけては感染拡大防止のため全館で休館し、その後も部分的な再開にとどまった期間があったことから、対前年度での利用状況の比較は困難である。

令和2年度の公募にあたっては、施設の設定目的が効果的に達成されるよう、施設利用者の増加につながる方策の提案を応募者に求め、選定基準の一つとしている。

指定管理者が選定され次第、提案を元により一層効果的な利用促進につながるよう、新たな指定管理者とともに取り組んで

【意見30】 指定管理業務の収支の分析・評価について  
(118頁・10頁)

一般的に指定管理者制度、特に利用料金制を導入している場合には、県は必要以上に指定管理業務の細かい実施内容にまで口を挟まず、指定管理者に任せる姿勢が求められるが、協定書や仕様書での目標や業務内容の設定、そして事後的な評価については十分に行う必要がある。その一環として収支予算や収支決算の内容の分析、評価は重要である。県は、指定管理業務の収支の分析・評価をより一層深化させ、その結果を活用していく必要がある。

【意見31】 指定管理者選定委員会等の役割について  
(121頁・10頁)

選定委員会に専門的かつ客観的な立場から指定管理者制度導入の趣旨を踏まえた審査が求められているとすれば、本来は審査基準の検討など前段階から関与することが必要である。県は、指定管理者制度のステップアップのために、指定管理者選定委員会の役割の拡大、あるいは他の組織による対応について検討することが望ましい。

【意見32】 過去の包括外部監査に対する措置状況について  
(121頁・10頁)

今回の監査において、措置以降の状況も含め確認したが、「選定委員は過半数を外部者にする。」こと等、おおむね対応していた。この点は評価するところである。なお、県として行うべき事業なのかを含め施設の根本的なあり方の問題や南部老人福祉総合エリアのテニスコートの問題さらには利用率の向上に向けた努力の問題等は、今後も引き続き検討が必要な項目である。継続的な検討を望むところである。

### Ⅲ－5 児童会館費

【指摘事項16】 指定管理者へのモニタリングのあり方について

(152頁・12頁)

秋田県児童会館の運営状況のモニタリング結果においては、毎期「管理運営状況等評価表」を作成し、これをもって公表している。評価は、目標値に対する達成率に従い、A、B、Cの3段階評価としている。評価の観点としては、4つの観点をもとに総合評価を行い、これらについて指定管理者自らの1次評価と所管課の2次評価を実施しているが、いくつかの問題点が見受けられた。また、本件のように特に長期間にわたり同一団体が指定管理を行う場合には、さらに細かい観点に基づき、担当職員自らが運営状況を細かく検証すべきであろうし、場合によってはモニタリング委員会として複数の委員の意見を求める必要もあろう。

いく。

(対応済み：長寿社会課)

令和2年度の公募にあたっては、現在の指定管理者の4年間の業務について事後的な評価を行い、債務負担行為限度額の設定等に反映させた。

今後、指定管理者が選定され次第、基本協定及び年度協定等にも評価内容を反映させていく。

(検討中：総務課)

現在指定管理を行っている施設の約4分の3の指定管理期間が終了する令和2年度末までに、他県の運用や施設所管課の意見等を踏まえ、指定管理者制度の運用に係るガイドラインの見直しを行っていく。

(対応済み：長寿社会課)

老朽化が進む南部老人福祉総合エリアの今後のあり方については、現在の指定管理者、横手市及び県の三者による定期的な協議を開催しており、新たな指定管理者が選定された後も、引き続き協議していくこととしている。

併せて、他のエリアのより一層の効果的な利用促進についても、令和2年度末までに新たな指定管理者と協議を行い取り組んでいく。

(検討中：総務課)

評価方法については、利用者満足度に係るアンケート回収数の基準設定や満足度の算定方法の統一など、令和元年度までに、見直しを行った。

なお、長期間にわたり同一団体が指定管理を行う場合を含む評価方法全般については、現在指定管理を行っている施設の約4分の3の指定管理期間が終了する令和2年度末までに、他県の評価制度や施設所管課からの意見等を踏まえ、見直しを行っていく。

平成30年度包括外部監査（秋田空港及び大館能代空港の管理運営及び利活用について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措 置 の 内 容
<p>5 個別事業の状況</p> <p>(1) 国内航空路線の維持・拡充</p> <p>②空港と目的地を結ぶ二次アクセスの利便性の向上と情報発信</p> <p>【意見5】二次アクセスの利用者数の把握と満足度調査の実施について (84頁・3頁)</p> <p>県は、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」において、「空港と目的地を結ぶ二次アクセスの利便性の向上」を掲げているが、平成29年度において二次アクセスの利用者数の把握と満足度調査を実施していない。</p> <p>県が利用者数を把握しないと、県は交通手段や路線ごとの利用者数の多寡や季節的変動などに応じた利便性向上の取組を行うことができない。</p> <p>また、満足度調査を実施しないと、県は空港利用者の二次アクセスに対する要望に応じた利便性向上の取組を行うことができない。なお、県は、平成30年度に秋田空港利用者等を対象に二次アクセスの利便性のアンケートを実施したが、その回答理由まで掘り下げた調査ではなく、満足度調査としては不十分である。</p> <p>県は、二次アクセスの利便性を向上するため、利用者数の把握と満足度調査を実施するように留意されたい。</p> <p>【意見6】「アキタノNAVI」の利便性を向上するための機能見直しについて (84頁・3頁)</p> <p>「アキタノNAVI」は、県が主にインバウンド需要を取り込むために開発したアプリケーションであるが、多言語対応や施設情報の検索機能が不十分であるため、外国人にとって利便性が低い。</p> <p>「アキタノNAVI」は多言語対応とされているが、外国語の利用設定後に施設情報を検索しても、外国語変換されずに日本語で表示される情報がある。また、本来は必要な各施設における対応言語がほとんど記載されておらず、多言語対応として不十分である。</p> <p>「アキタノNAVI」は施設情報の検索機能があるが、検索結果の表示順は「現在地から近い順」又は「読み仮名順」の二通りのみである。一般的な情報検索サイトでは、検索結果を「ページビューの多い順」や「利用者のレビューに基づくおすすめ順」等で表示して利便性を高めており、検索機能として不十分である。</p> <p>これらの機能不備が、「アキタノNAVI」の利用が以下のとおり低調であることの一つの要因と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度における「アキタノNAVI」の外国人利用者数は、日本人を含む総利用者数の35.2%</li> <li>平成29年4月から12月までの間に県を訪問した外国人のうち、「アキタノNAVI」の利用者数は4.95%</li> </ul> <p>県は、インバウンド需要を取り込むために、外国人にとって「アキタノNAVI」の利便性を向上するように機能を見直すことに留意されたい。</p>	<p>(対応済み：観光振興課)</p> <p>二次アクセスの利便性の向上に向けては、意見に記載のアンケートのほか、平成31年2月に、海外在住のコーディネーター等11名を対象としたアンケートを実施してエアポートライナーの利用にかかる満足度調査を実施した。さらにその調査結果を活用して、令和元年度においてはエアポートライナー運行会社や着地市町を対象とした実態調査及び改善策の提言を行う「二次アクセス整備促進事業」を実施し、県の取組への反映を図った。</p> <p>また、利用者数については、「秋田空港からの二次アクセスを高める会」の事務局（秋田空港ターミナルビル）が把握している路線ごと行き先別の利用者数情報を、定期的に入手している。</p> <p>(一部対応中、一部検討中：観光振興課)</p> <p>各施設情報の多言語化は毎年進めており、令和元年度は観光施設や宿泊施設の施設情報約240件の多言語化を行った（一つの施設情報の5言語への翻訳を完了して1件にカウント）。これにより、全施設の8割弱にあたる939件の翻訳を完了した。令和2年度も引き続き多言語化を行うことで全施設翻訳完了に努め、訪日外国人の利便性向上を図っている。</p> <p>機能面については、平成29年度のリリース以降、随時改修を進めているが、改修内容については、必要性や優先度、コストを踏まえて検討しているところである。令和元年度の検索機能の改修では、「施設・マップ・ルート」起動後最初の画面でキーワード検索タブを表示するようにして、利便性を向上させた。検索結果を「ページビューの多い順」に表示することについては、令和2年度の機能改修として検討を行い、他の機能改修との優先順位等を考慮した上で実施するかどうかを判断する。</p>

### ③利用促進協議会など関係団体と連携した利用促進

#### 【意見7】 予算の未執行について

(95頁・5頁)

秋田空港利用促進協議会は主要施策の一つとして、旅行会社や個人旅行者を対象とした助成事業を行っているが、平成29年度において個別事業の一部が未執行となっている。主な事業は以下の二件である。

「国際便利アウトバウンド旅行商品造成支援事業」は、予算実績差額△4,267千円（乖離率△47%）である。県は予算の未執行の理由について、県で実施している「秋田県内空港利用国際チャーター便運航支援事業」との重複申請ができないため、申請が6件であったと説明している。旅行会社にとっては県との重複申請ができず、支援事業の利便性が低くなっており、県は秋田空港利用促進協議会の事務局を担う立場から、申請条件の見直しについて検討されたい。

「個人旅行者向け二次アクセス助成事業」は、予算実績差額△2,480千円（乖離率△94%）である。県は予算の未執行の理由について、韓国への国際定期便が運休したため、旅行会社のSNS等を活用したエアポートライナーの周知事業を実施せず、外国人旅行者への片道運賃の助成が77名であったと説明している。しかし、「個人旅行者向け二次アクセス助成事業」の助成対象は、韓国との国際定期便の利用者に限ったものではなく、周知事業を行わない理由としては不相当である。県は秋田空港利用促進協議会の事務局を担う立場から、周知事業を行うように留意されたい。

#### (2) 韓国国際航空路線の維持

##### ①学校、民間団体に対する支援

#### 【意見10】 秋田県在住者のアウトバウンド支援について

(102頁・6頁)

秋田空港では平成27年12月以降、国際定期便が運休しており、主としてインバウンド向けの国際チャーター便を運航している（平成31年4月より国際定期チャーター便を運航予定）。

今後、国際定期便を運航するためには、インバウンドだけでなく、アウトバウンドの旅客を増やす必要があるが、秋田県在住者のアウトバウンドは平成29年で34千人と平成20年から4千人減っている。年代別では、10代と30代～50代の減少率が大きい。また、県民のパスポート保有比率は9.2%と、全国平均の24%と比べて低い。

したがって、県民の海外旅行意欲を高めるための施策が必要と考えられる。具体的には、県民のパスポート申請費用の助成や、将来の海外旅行リピーターを増やすため若者向けの国際交流イベントや短期渡航支援などの施策を検討するように留意されたい。

##### ③韓国をはじめとする海外からの誘客推進による利用者の拡大

#### 【指摘事項3】 完了検査確認が不十分な委託契約

(114頁・7頁)

海外向けの秋田県誘客促進に係る業務委託契約において、

(対応済み：観光振興課)

アウトバウンド旅行商品の造成支援については、令和元年度以降、秋田空港利用促進協議会の事業に一本化している。

「個人旅行者向け二次アクセス助成事業（エアポートライナー助成）」については、令和元年度に、国際定期チャーター利用者に向けて現地SNS等を活用し、周知を行った。

令和2年度においては、新型コロナウイルスの影響により利用が見込めないことから、エアポートライナー助成は中止し、コロナ収束後を見据え、エアポートライナーの調査事業や受入態勢整備に予算を計上している。

(対応済み：観光振興課)

令和元年度予算においては、台湾定期チャーター便の就航を踏まえ、秋田空港利用促進協議会の事業により、アウトバウンド旅行商品の造成支援や各種団体が行う国際交流への支援を実施した結果、台湾へのアウトバウンド旅行商品731名分の送客及び1団体14名の交流につながった。

令和2年度においては、新型コロナウイルス収束後の県民のアウトバウンドの促進を図るため、旅行商品造成支援及び交流支援に関する予算を計上している。

(対応済み：観光振興課)

令和元年度から、事業途中において受託者と協議の上決定した実施回数等の内容に



<p>仕様書の記載が不明瞭であったため、県は受託者の見積書の記載に照らして、完了検査確認を行っているものがある。</p> <p>この際、受託者の完了報告書にある実施回数等が、見積書に記載のある予定回数等を下回っているにも関わらず、県は業務完了と判断している。</p> <p>県によれば、広告支援等の海外向けの秋田県誘客促進事業は、その性質上、海外旅行会社等と随時交渉・協議しながら進める必要があり、事前に仕様書で実施回数等を明記できない場合がある、とのことである。完了検査確認に際しては、当該協議での合意事項と相違ないことを確認することで、業務完了と判断している、とのことである。</p> <p>しかし、監査人は、県が行った随時交渉・協議の内容、合意事項を示す証跡・文書は、確認できていない。</p> <p>県は、業務完了と判断した根拠を明確にして、完了検査確認を行う必要がある。</p>	<p>については、その協議内容を記録し、回覧することとした。</p> <p>完了検査時においては、上記記録も踏まえ、実績報告書により実施回数等の検査確認を行っている。</p>
--	---

**令和元年度包括外部監査（秋田県のスポーツ振興に関する事務について）**

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>2 県のスポーツ情勢            (1) スポーツ振興計画            ②県のスポーツ振興計画</p> <p><b>【意見1】</b> 障害者スポーツ実施率等の実態把握・数値目標設定            (14頁・2頁)</p> <p>国は、第2期「スポーツ基本計画」において、スポーツ参画人口を拡大させ、成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指すとしている。しかし、県は、障害者のスポーツ実施率について数値目標を設定していない。</p> <p>スポーツ庁は、「地方スポーツ推進計画」の策定状況調査結果について」（平成30年10月23日スポーツ庁政策課）において、障害者に係るスポーツ実施率に関する数値目標を設定している都道府県・市区町村は少数に止まっており、各地域の実情に応じた適切な対応の検討を求めている。また、県の第3期スポーツ推進計画においてもライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進として、県内スポーツ施設等における障害者の利用実態や実施可能種目等を調査することで障害者の利用促進を図るとしている。</p> <p>スポーツ基本計画では、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実することを目指している。この趣旨に鑑みれば、障害者のスポーツ実施状況に係る実態を把握し、その実態に応じた施策の展開、数値目標の設定及び公表を検討されたい。</p> <p><b>【意見2】</b> スポーツ推進計画の目標値に対する実績値の公表            (14頁・2頁)</p> <p>国の第2期「スポーツ基本計画」における重要な目標で</p>	<p>(対応予定：障害福祉課)</p> <p>令和4年度から施行予定の第4期秋田県スポーツ推進計画に向けて、数値目標の設定について検討を進める。</p> <p>県内の障害者スポーツの実施率について、国と同様の方法で調査し実態を把握することは困難であるため、代替となる数値目標について、秋田県障害者スポーツ協会等関係機関と、他県の計画も参考にしながら検討している。</p> <p>今後も、関係機関と連携を密にし、県内の障害者スポーツ実施状況の実態について把握することに努め、日常的にスポーツを楽しむ環境を整備していく。</p> <p>(対応済み：スポーツ振興課)</p> <p>各指標を所管している各課と調整の上、令和2年10月に秋田県公式サイト「美の国あきたネット」に48個の指標にかかる実績</p>

あるスポーツ実施率の向上については、スポーツ庁次長通知（「「スポーツ実施率向上のための行動計画」の策定について（通知）」（平成30年9月6日付け30ス庁第352号））において、各地域の実態に関する調査を行い、達成目標や実績を公表すること等とされている。

県は、第3期スポーツ推進計画で代表指標5個、関連指標43個の合計48個の指標について平成30年度～令和3年度の各年度別の目標値を設定している。しかし、その実績値の公表は「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の政策評価・施策評価としての代表指標1個（成人の週1回以上のスポーツ実施率）、成果・業績指標2個（海外からのスポーツ合宿等誘致数（累積）、国体における天皇杯得点）の合計3個の公表にとどまっている。

県民への説明責任を果たし、県政運営の理解を深めるためにも、第3期スポーツ推進計画で掲げた各年度別の48個の指標にかかる実績値の公表を検討されたい。

### 3 県のスポーツ振興事業

#### (3) スポーツ振興に係る県の事業の概要

##### ①ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進

【意見3】スポーツ実施率向上のための効果的な施策の実施

(20頁・3頁)

県は、週1回以上のスポーツ実施率について令和3年度（2021年度）に65%となることを目指して、各年度別の目標値を設定している。

平成30年度の週1回以上スポーツ実施率の目標値は54.0%であるが、実績値は48.0%で止まっている。特に男性は30代から50代、女性は20代から40代が他の年代に比べてスポーツ実施率が低い傾向にある。

ビジネスパーソンや子育て世代の日常的なスポーツの機会及び場所の提供並びにスポーツ習慣の確立により、スポーツ実施率の向上を図られたい。

【意見4】スポーツ実施率の低い地域への対応

(20頁・3頁)

県は、第3期スポーツ推進計画において週1回以上のスポーツ実施率を令和3年度までに65%とすることを目指している。県が実施しているスポーツ実態調査によれば平成30年度の週1回以上のスポーツ実施率の平均値は48.0%であるが、地域別にみると男鹿市の女性が76.7%と平均値を大きく上回っている一方で、井川町の女性が20.8%、東成瀬村の女性が11.4%と平均値を大きく下回っている地域もあり、地域別に大きく差がある状況となっている。

県は、スポーツ実施率の低い地域への対応として、県内の各地域で県庁出前講座、指導者派遣事業、元気アップ運

値を掲載した。

(対応中：スポーツ振興課)

令和2年度から新たに、次の①②を主な事業内容とする「スポーツ実施率向上を目指した運動機会拡充事業」を実施しており、スポーツ実施率の低い年代である20代～50代をターゲットに、実施率向上に向け取り組んでいる。

①「健康経営セミナー等運動教室」において、健康福祉部や全国健康保健協会と連携して、健康経営を考える事業等に元気アップ運動指導者を派遣し、職場での運動機会拡充を図っていく。

②「トップスポーツ競技会場における親子運動教室」において、県内トップスポーツチームと連携し、シーズン中のホームゲーム会場に講師を派遣し、親子運動教室等を開催するとともに、各家庭における運動実践のための情報提供を行っていく。

(令和3年度までに措置終了予定)

(対応中：スポーツ振興課)

令和2年度から新たに「スポーツ実施率向上を目指した運動機会拡充事業」を実施しており、スポーツ実施率の低い市町村をターゲットに、実施率向上に向け取り組んでいる。

当該事業を実施することで、スポーツ実施率の低い市町村のスポーツ主管課及び総合型地域スポーツクラブと連携し、総合型地域スポーツクラブを活用した運動教室開催に向けたアドバイスや指導者の派遣により、その活動を支援し、地域での運動機会

動教室、元気アップ指導者紹介を行っているものの、スポーツ実施率の低い地域をターゲットにして事業を実施しているわけではない。

市町村別のスポーツ実施率に最大6倍の差が生じている状況に鑑み、県が行っているスポーツ実態調査の結果を分析し、各地域の実態に応じた対応を検討されたい。

### ③全国や世界のひのき舞台で活躍できる選手の発掘と育成・強化

【意見5】各競技団体の選手強化対策費補助金の決定に関する根拠説明

(25頁・3頁)

県は、各競技団体へ選手強化対策費補助金の交付決定にあたり、県体協と協議を行い、財政当局と調整の上、交付額を決定する。

県及び県体協は、選手強化対策費補助金を算定するための評価方針に従い、競技団体毎に複数の評価項目を設けて当該選手強化対策費補助金を算定しているが、平成30年度は、複数の評価項目に係る評価結果を残すのみで、評価結果に至る過程・判断の理由等の根拠説明を残していなかった。

補助金は、公益上必要がある場合に補助することができるとされている（地方自治法第232条の2）。この点、県から各競技団体へ選手強化対策費補助金の交付について、根拠説明が残されていなければ、その公益上の必要性に関する説明責任を果たすことが困難となる。

県は、選手強化対策費補助金の交付の決定について、公益上の必要があるとの説明責任を果たす観点から、評価結果に係る根拠説明を明確にされたい。

### ④東京オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツによる地域活性化と交流人口の拡大

【意見6】仕様書の内容が不明瞭な委託契約

(30頁・4頁)

「ラグビーワールドカップ関係者招聘委託契約」及び「バドミントン交流委託契約」において、仕様書の業務内容が具体的に記載されていなかった。

両委託契約の目的は、関係者の招聘及び県内選手のスポーツ交流を実施することが目的とされている。仕様書においてその業務内容は、主に関係者との連絡調整、関係各所との調整及び宿泊施設・交通手段の手配等のみが記載されており、その日時や期間、人数規模、招聘するメンバー等の具体的な定めがない。

地方公共団体は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため、必要な検査をしなければならず（地方自治法第234条の2第1項）、この検査は契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている（地方自治法施行令第167条の15第2項）。すなわち、仕様書は受託者が業務を実施するに当たっての拠り所となる書類であり、また県が、委託業務の完了検査を行うに当たっての基準となる書類である。

そのため、仕様書の記載が不明瞭であれば、受託者が適

拡充を図っていく。

(令和3年度までに措置終了予定)

(対応済み：スポーツ振興課)

令和元年度からは、選手強化対策費補助金の算定から決定に至るまでの過程・判断の理由等に係る根拠説明資料として「秋田県選手強化対策費補助金一覧（要求・実配分比較）」を作成している。

(対応済み：スポーツ振興課)

令和2年度以降の委託契約において、業務の内容（実施期間、人数規模、対象者等）を具体的に定めるよう、仕様書の記載方法について見直しを行い、事務処理マニュアルの手順書を改定した。

切に業務を行うことができないとともに、県も委託業務の完了検査を適切に行うことができない。

県は、委託契約の仕様書の記載の見直しを行い、業務内容について具体的かつ明瞭に定める必要がある。

#### 4 県有体育施設

##### (2) 施設に関する個別論点

###### ①指定管理料

【意見7】燃料単価等の変動による指定管理料への反映  
(74頁・4頁)

向浜スポーツゾーンの現指定管理期間の指定管理料は各年330,509千円であるが指定管理者の運営収支は平成28年度29,798千円、平成29年度31,895千円、平成30年度26,693千円と大きくプラスとなっている。この主な要因は以下の2点である。

県は向浜スポーツゾーンを構成する県立総合プール燃料費について施設の管理に要する経費として予定単価を92円/L、予定使用量を520,000Lとして年間で47,840千円と見込んでいた。しかしながら、実績単価は50円から72円の間で推移し、実績使用量も344,000Lから408,000Lの間で推移した。

すなわち、指定管理者は燃料費見合いとして県が算定した予定単価、予定使用量に基づき年間で47,840千円の指定管理料を収入とする一方で、実績単価が予定単価を下回ったこと、実績使用量が予定使用量を下回ったことの2点により燃料費の実際の支出額は20,548千円から26,457千円にとどまり、プラスの収支差が27,291千円から21,382千円生じている。

指定管理者制度では、指定管理者が経営努力の発揮により管理に要する経費を縮減した場合、縮減額は指定管理者の利益になる。しかし燃料費の減少額のうち、実績単価が予定単価を下回ったプラスの単価差異については主に予定単価設定時と比較した原油安の影響であり、指定管理者の経営努力によるものではないと思われるが、県は指定管理料を減額しておらず、指定管理者の利益になっている。

県では、指定管理期間の価格変動リスクは、特別な事情が生じた場合を除き、指定管理者が負う制度設計となっているが、県は、前指定管理期間中の平成26年度に消費税率引上げのほか、電気料金値上げ分、灯油高騰分を理由として指定管理料を増額している。

県は、燃料単価等の変動により施設の管理に要する経費が増減した場合の指定管理料への反映の在り方について、検討されたい。

【意見8】省エネルギー化改修工事効果の指定管理料への反映  
(75頁・5頁)

県は、県立総合プールに平成24年度からESCO事業を導入している。ESCO事業とは、県有の既存建築物の設備等へ民間資金や技術力を活用して、冷暖房機器を高効率の機器に換えるなどの省エネルギー化改修を行い、それによる光熱水費削減分で改修に係る経費を償還し、満了後にはその削減額が全て県の利益となる事業である。

(検討中：総務課)

本県では、電気料や灯油代等の光熱水費の変動について、指定管理料を変更すべき特別な事情が生じた場合を除き、諸物価の変動リスクとして指定管理者が負担すべきものとしており、平成26年度の電気料等の値上げによる指定管理料の変更は、歴史的な原油高騰による電気料の大幅値上げ等を踏まえ、施設毎に指定管理料の増額の要否を検討の上、増額が必要な施設において増額したものである。

上記の指定管理料を変更すべき特別な事情は、施設毎に事業内容や収支構造も異なることから、一律の基準・判断は困難と考えるが、他県の運用状況等も参考にしながら、指定管理料への反映の在り方を研究していく。

(対応済み：スポーツ振興課)

令和2年6月に実施した令和3年度以降の指定管理期間に係る債務負担行為限度額の設定にあたり、燃料費については平成28年度から令和元年度までの平均支出額を基本として積算しており、ESCO事業導入による効果を考慮した水準となっている。

ESCO事業導入後の現指定管理期間は、燃料費の予定使用量を520,000Lとして指定管理料を設定しているが、実績使用量は平成28年度408,000L、平成29年度398,000L、平成30年度344,000Lと予定使用量を大きく下回っている。

ESCO事業は県の投資による省エネルギー化改修工事であるため、省エネルギー化による使用量の削減効果は指定管理料の削減として県の利益とすべきである。県は、県立総合プールの指定管理料算定の基礎としている燃料費予定使用量について、ESCO事業導入による燃料使用量削減効果を十分に織り込んだ水準か今一度検討されたい。

【意見9】 県立田沢湖スポーツセンターの食堂運営業務の取扱い

(80頁・6頁)

県立田沢湖スポーツセンターは、指定管理料・利用料金併用制で、その施設及び設備の維持管理、スポーツ普及振興等の業務（指定管理業務）を指定管理者が行っている。また、指定管理者に施設内の食堂に関して行政財産目的外使用を許可した上で、食堂運営業務を加えた一体運営を行っている。

指定管理者の過去5年間（平成26年度～平成30年度）の収支は、指定管理業務は平成27年度を除きいずれの年度も支出超過（赤字）であるが、食堂運営業務はいずれの年度も収入超過（黒字）である。指定管理業務及び食堂運営業務の合算収支は、12,564千円から18,865千円の黒字で推移している。

これは、指定管理者が一体的な管理運営を行う中で、指定管理業務について、その目的を達成するため正社員を主体に人員配置するなど経営資源の重点化を図っていること、食堂運営業務について、食材の調達やメニューの提供方法など効率性を重視した運営に努めていることなどが反映されたものと考えられる。

県は、県立田沢湖スポーツセンターの一体運営の業務運営形態を踏まえ、なお一層、収支の現状の把握、分析に努め、指定管理料や利用者サービスの在り方等について検討されたい。

なお、検討に際しては指定管理者の創意工夫、経営努力へのインセンティブを損なうことのないように十分に留意する必要がある。

## ②施設利用

【意見10】 県有体育施設の予約方法

(84頁・6頁)

現状、県有体育施設のうち、県立田沢湖スポーツセンターのみがインターネット予約を導入しており、他の県有体育施設では、申込書の提出もしくは電話で予約を行うこととなる。

他の県有体育施設では、指定の申込書に必要事項を記入し、各施設の受付窓口にて提出が必要となる。申込書の提出による予約方法は、利用者から利便性が低いとの意見が出ている。

予約方法の利便性を向上するため、インターネットを活用した予約システムの導入が考えられる。例えば、秋田市

(対応済み：スポーツ振興課)

県立田沢湖スポーツセンターの食堂運営業務は指定管理業務ではないものの、県が業務仕様書により指定管理者による食堂の一体的運営を指示しており、当該事業により利益が生じる場合は利用者サービス等に還元することが適切である。そのため、令和2年度の公募において、指定管理者の工夫や努力により利用者サービス向上が図られるよう、食堂運営業務による収益の一部を活用した利用者満足度向上の取組を審査項目として設けたところであり、応募者からは、食堂運営業務により収益が確保できた場合に、利用者が使用する運動器具の購入や、学校研修や野外活動等で使用する各種用具の購入等に充てるという提案が行われた。

(検討中：スポーツ振興課)

県有体育施設のうち、予約を要しない個人による利用が中心となる施設や、前もって利用の調整を行う比較的規模の大きい大会による利用が中心となる施設についてはインターネット予約に適さないものの、少人数のグループにより利用されることが多い向浜運動広場のテニスコートや武道館などの施設については予約システムの導入可能性が考えられることから、コストや効果といった要素を考慮し、令和2年度中に導入の適否について結論付けを行う。

の「公共施設案内・予約システム」は、利用者が利用したい施設を選択し、利用日、利用時間をインターネット上で選べるシステムを導入している。

施設の予約方法の利便性が向上することにより、県民の施設利用が増加し、県民のスポーツ活動促進が期待される。県は、県民のスポーツ活動促進のため、インターネットを活用した予約システムの導入を検討されたい。

**【指摘事項1】 使用料の減免申請漏れ**

(90頁・7頁)

県有体育施設において使用料の減免を受けようとする者は、施設条例等の定めるところにより、知事に減免申請を行い、承認を受ける必要がある。

しかし、県立新屋運動広場において使用料の減免を受けようとする者が、知事に減免申請をしていないにも関わらず、指定管理者の判断で使用料を減免している事案があった。減免申請手続きに基づかない減免は下表のとおりである。

表 4-2-33 減免申請手続きに基づかない減免 (単位：千円)

	知事へ申請されなかった額
平成 29 年度	296
平成 30 年度	211

県は、指定管理者に対して、使用料の減免申請手順の順守を指導する必要がある。

**【意見11】 県有体育施設の使用料の減免に関する周知**

(91頁・8頁)

県は、スポーツ振興のため県有体育施設の使用料の減免制度を設け、申請に応じて、利用者の使用料負担を軽減している。減免対象者は使用料の全額から1/2の減免を受けることができる。

県及び指定管理者のホームページにおいて減免制度の周知状況を確認したところ、県立新屋運動広場、県立田沢湖スポーツセンター、スポーツ科学センターの3施設において減免制度についての周知がされておらず、他の施設においても障害者及びその介護者に対する減免制度のみの周知にとどまっている。

県は、県有体育施設の利用促進、スポーツ振興のために、使用料の減免制度に関する情報（対象者、申請手続、減免額等）を広く周知されたい。

**【意見12】 県立総合プールの定期券区分**

(93頁・8頁)

県立総合プールについては1日単位での利用、プール・コースの貸切利用のほかに、1年間有効の定期券による利用区分が設けられている。この定期券については競技者・スポーツクラブ・健康づくりそれぞれの目的により料金設定がなされている。

競技者	秋田県水泳連盟が指定する指導者、強化選手が使用できる
スポーツクラブ	スポーツクラブとして知事が認めたクラブの会員が使用できる
健康づくり	土・日・休日を除く午前10時から午後4時までに限って使用できる

スポーツクラブ定期券は、知事が認めたプールを拠点として活動するスポーツクラブの会員が使用できるが、クラ

(対応済み：スポーツ振興課)

指定管理者に対し使用料減免申請手続の遵守を指導しており、本件監査実施中に包括外部監査人から指摘を受けた直後の令和元年11月分の使用料に係る減免申請から適正に手続がとられている。

(対応済み：スポーツ振興課)

一般の個人利用者や県内の教育機関に係る使用料の減免についてはその対象や内容について広く周知する必要があることから、障害者及びその介護者や県内の教育機関に係る減免制度については、令和2年10月から、それぞれの施設のホームページにおいて周知している。

上記以外で減免を受けられるのは、スポーツ団体やプロスポーツクラブなど対象が限定的なことから、減免の制度がある旨要約して上記の減免制度と併せて情報提供し、詳細は施設管理者に問い合わせを求めるといった形で周知を行っている。

(対応予定：スポーツ振興課)

令和2年度中に、活動実態が認められないスポーツクラブへの形式上の加入手続を経て定期券を発行する実務運用を解消する方向で定期券の利用区分の見直しを実施する予定である。

ブ会員でない者でも、定期券購入時に県立総合プールの窓口で「アクアティックススポーツクラブ」の会員申込書に記入を行えば誰でもスポーツクラブ定期券を購入できる。

アクアティックススポーツクラブは、県立総合プールのオープン直後の平成14年にプールの利用促進を図るために設立されたが、平成21年以降、当該スポーツクラブは活動休止状態とのことである。

県立総合プールの定期券の利用区分に、いわゆる「一般利用」の区分が設定されていないため、実務上、このような運用となっていると考えられる。

県は、定期券購入を希望する一般利用者に対し、活動実態が認められないスポーツクラブへの形式上の加入手続きを経て定期券を発行する実務運用を改めるよう制度を見直されたい。

#### ③資金管理

【指摘事項2】使用料徴収業務に関する財務規則違反  
(95頁・9頁)

県は、指定管理者制度を採用している県立田沢湖スポーツセンター以外の県有体育施設において、指定管理者に使用料徴収業務を委託している。指定管理者は、県有体育施設の利用料金について、施設の利用者より徴収した歳入の内容を示す徴収計算書及び関係証拠書類を作成し、県に提出しなければならないが、県は、提出された徴収計算書及び関係証拠書類を確認しなければならない（財務規則第76条）。しかし、県は徴収計算書及び関係証拠書類を受領しておらず、その内容についても確認を行っていない。

県による徴収計算書及び関係証拠書類の確認が行われない場合、指定管理者が県有体育施設の利用者より徴収し、県に納入した歳入の正確性について確認することができない。

そのため、県は、指定管理者が県有体育施設の利用者より徴収し、県に納入した歳入の正確性について確認するため、指定管理者に対して徴収計算書及び関係証拠書類の提出を求め、提出された徴収計算書及び関係証拠書類を確認する必要がある。

#### ④物品管理

【指摘事項3】借受備品等の購入及び廃棄等の異動に関する定期的な報告  
(97頁・9頁)

指定管理者は、県から借り受けた備品等の購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告しなければならない（管理業務仕様書10（3））が、異動があった次項の備品について、県への定期的な報告がなされていない。

（対応済み：スポーツ振興課）

令和2年度から、指定管理者から徴収計算書及び関係証拠書類として指定管理者が作成する徴収整理簿を徴し、内容を確認している。

（対応済み：スポーツ振興課）

令和2年度から、借受備品等の異動については、指定管理者が年度終了後に提出する事業報告書において報告するよう指導している。

表 4-2-36 購入及び廃棄等の異動について県に定期報告がなかった備品

品名	規格・品質	物品無償貸付契約書	現数	差
<b>県立スケート場</b>				
貸し靴棚	-	5台	0台	△5台
貸し靴棚	キャスター付き7段	2台	0台	△2台
開放式石油暖房機	KBR173	1台	0台	△1台
リヤカー	1m 木枠付	1台	0台	△1台
<b>県立野球場</b>				
式台 演台	シナベニア塗装仕上げキャスター、アジャスター付	1台	0台	△1台
業務用掃除機(乾・湿用)	CV-97WD	2台	1台	△1台
ダストカート	DK-F2BM	6台	5台	△1台
石灰ストッカー	G-44 ストッカー-SR	2台	1台	△1台
<b>県立向浜運動広場</b>				
刈り払機	PNBC-24	2台	0台	△2台
グラウンド用けん引レーキ	シダ毛ブラシ付き	1台	0台	△1台
<b>県立総合プール</b>				
草刈機	GM-65AY-R	1台	0台	△1台
ビデオ	A-B100 東芝	2台	1台	△1台
無線式スポーツタイマー	アルミ製 送信機無し	3台	2台	△1台
召集用ベンチ	1740X400X365E 脚ステンレス製白	50台	49台	△1台
プールサイド仕切り柵	TSD-28	27台	25台	△2台
水中スピーカー用アンプ	出力最大 50W	2台	1台	△1台
ダイビング用審判台	テーブル付き	10台	8台	△2台
書類裁断機	MS シュレッダー 4290S	1台	0台	△1台
<b>県立田沢湖スポーツセンター</b>				
液晶テレビ	アクオス 32型	2台	1台	△1台
バレーボールネット	DE9300	1張	0張	△1張
選手・監督用ベンチ	ニススポーツ F3236B アルミ製 折りたたみ式	45台	43台	△2台
長テーブル	FSA30M	(85台 <sup>15</sup> )	86台	1台

当該県への定期的な報告について、指定管理者に質問したところ、廃棄等により代替備品が必要となり、県から代替備品を新たに借り受けるために県へ行く廃棄等の報告以外には備品等の購入及び廃棄等の異動について、県への報告は行っていないとの回答を得ており、報告がなされている事実は確認できなかった。

指定管理者が管理している借受備品等は、県から貸付を受けたものであり、県民から負託された重要な県有財産を適切に管理していることを県に報告する義務があるため、今後は県から借り受けた備品等の購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告する必要がある。

**【指摘事項 4】 不正確な内容の物品無償貸付契約 (99頁・11頁)**

指定管理の業務に必要な備品等は、県が用意し、指定管理期間開始時に指定管理者と締結する物品無償貸付契約等に基づき貸し付けをする(指定管理者制度の運用に係るガイドライン) こととなっているが、平成28年度から令和2年度までの指定管理期間開始時に締結した物品無償貸付契約における貸付備品の内容と、実際に貸し付けた備品の内容に相違が生じていた。

具体的には、県立新屋運動広場及び県立田沢湖スポーツセンターにおける次項の備品について、実際には指定管理者に貸し付けていたにもかかわらず、物品無償貸付契約には含まれていなかった。

(対応予定：スポーツ振興課)

現在の指定管理期間が今年度で満了を迎える8施設について、現物確認を行いながら適正な内容の備品一覧を作成し、令和2年度末に、令和3年度以降の指定管理期間に係る物品無償貸付契約を適正な内容で締結する。

また、指定管理期間が異なる武道館についても他の施設と同様に備品一覧を作成し、令和2年度末に変更契約を締結する。



表 4-2-37 物品無償貸付契約に含まれていなかった備品

品名	規格・品質	物品無償貸付 契約書	借受備品 台帳 <sup>16</sup>
県立新屋運動広場			
サッカー用ゴールポスト	S-0121	-	1組
サッカーゴールネット	B-3773	-	1組
県立田沢湖スポーツセンター			
ソファ（四角）	CN-141B-D20N 四角	-	3台
消臭抗菌マット	F-180-OR 900×5300	-	2枚
防塵マット	MR-027-180 1000× 4850	-	1枚
防塵マット	600×2200	-	1枚
ブラインド	ソーラーVN NB グラ ス W2500×H1900	-	1枚
CD プレーヤー	DENON RC-1176	-	1台
CD プレーヤー	コイズミ CD ラジカセ	-	1台
草刈用機械	1500T	-	1台
ソファ（四角）	CN-141B-D20N 四角	-	3台
ファールライト	モルテン	-	1本
バレーボールネット	NET TN 33-8041	-	3張
卓球台	WING DX	-	3台
卓球台	ROOKIE	-	5台
卓球台	天板と足が分離	-	1台
長テーブル	FSA30M	-	85台
食堂用椅子	698-94	-	245脚
折りたたみパイプ椅子	-	-	84脚

上記の表のうち、県立新屋運動広場の貸付備品等は、平成23年度から平成27年度までの指定管理期間開始時に締結された物品無償貸付契約に、別途変更契約を締結して追加で貸し付けた備品であったが、平成28年度から令和2年度までの指定管理期間開始時に締結された物品無償貸付契約では、現物確認をせず、上記変更契約も加味されなかったため、当該契約の対象となる貸付備品等には含まれていなかった。

また、県立田沢湖スポーツセンターの貸付備品等は、平成28年度から令和2年度までの指定管理期間開始時よりも前に、県から指定管理者に貸し付けていた備品であったが、過去より物品無償貸付契約には含まれておらず、その原因は不明であった。

指定管理者に貸し付けている備品に関して、物品無償貸付契約に含まれていない場合、備品管理責任の帰属が不明確となってしまうため、指定管理期間開始時に指定管理者と物品無償貸付契約を締結する際には、現物確認等を実施して契約内容に誤りがないことを確認する必要がある。

**【指摘事項5】 備品台帳上の数量と現数の不一致**  
(102頁・13頁)

指定管理者が管理している県から借り受けた備品等について、指定管理者に現数の照会を行ったところ、下記備品において借受備品台帳と現数が不一致となっていた。

(対応済み：スポーツ振興課)

令和2年度に各指定管理者において借受物品の現物確認を行い、令和2年9月に指定管理者の借受物品台帳と物品の現数が一致することを確認している。

表 4-2-38 借受備品台帳上の数量と現数が不一致であった備品

品名	規格・品質	借受備品台帳	現数	差	理由
県立スケート場					
コインロッカー	S-1685	8台	3台	△5台	物品無償貸付契約書上の貸付備品数量と現数共に3台であるが、借受備品台帳に誤って8台と記載していた。
県立田沢湖スポーツセンター					
選手・監督用ベンチ	ニシスポーツ F3236B アルミ製 折りたたみ式	46台	43台	△3台	3台は破損のため廃棄したが、借受備品台帳の総数から控除していない。

県から借り受けた備品等の管理方法としては、備品等の購入及び廃棄等の異動があった場合に、借受備品台帳にて管理するに止まっているが、定期的な現物確認が実施されていれば、上記数量の不一致に気付くことが可能となり、当該備品の管理漏れを防止することができたと考えられる。

指定管理者は、県から借り受けた備品等を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない（物品無償貸付契約書第5条）、現状の借受備品等の管理方法では今後も上記のような管理漏れが生じてしまう可能性があるため、定期的に現物確認等を行い、適切に管理する必要がある。

【指摘事項6】備品所有者の明示

(102頁・14頁)

県は、備品を受け入れたときは、当該備品に記号及び番号を表示しておかなければならない（財務規則第363条）が、物品無償貸付契約にて指定管理者に貸し付けている備品では、シール等によって記号及び番号を表示していなかった。

指定管理者が管理している備品には、物品無償貸付契約により県から借り受けている県所有の備品と、指定管理者自ら購入し管理している指定管理者所有の備品があるが、物品無償貸付契約により県から借り受けている県所有の備品においてもシール等によって記号及び番号を表示していない場合、備品の所有者が不明となり、物品無償貸付契約の解除等により県に返却する借受備品が不明となってしまう。また、県から借り受けた備品等の購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告しなければならない（管理業務仕様書10（3））が、県所有の備品なのか不明な場合、当該県への報告もすることができない。

したがって、県は、物品無償貸付契約により指定管理者へ貸し付けている備品に関しても、備品の所有者を明確にするため、シール等によって記号及び番号を表示する必要がある。

【意見13】物品無償貸付契約における重要物品の識別

(103頁・14頁)

指定管理者は、借受備品のうち、重要な物品（取得価格の単価300万円以上、財務規則第344条第3項）について、財務規則に基づき購入等異動の事実があったときは、遅滞なく県に報告しなければならない（管理業務仕様書10（3））。

したがって、物品無償貸付契約書の別紙「備品一覧」において、重要な物品とそれ以外の備品に区別しておく必要があるが、実際には重要な物品とそれ以外の備品に区別されていなかったため、どの備品が重要な物品であるか識別

また、今後、指定管理者において貸付備品の適正な管理が行われるよう、定期的に現物と備品台帳との照合を実施するよう指導しており、令和2年10月に、指定管理者から、借受備品に係る定期的な現物確認に関する実施要領の提出を受けている。

（対応予定：スポーツ振興課）

これまで、備品を受け入れた際に、記号及び番号の表示を行わなかったため、全ての備品の所有者が不明確な状況となっていることから、今後新たに購入する備品についてはその都度、確実に記号及び番号を表示するとともに、既存の県有物品については、令和2年度中にシール等による表示を実施する。

（対応済み：スポーツ振興課）

令和2年9月に重要物品の貸付を行っている指定管理者に対し、重要物品一覧の通知を行った。また、令和3年度以降の指定管理期間に係る物品無償貸付契約にあたっては、添付資料である備品一覧に、重要物品である旨の表示を行う。

することができなかつた。

物品無償貸付契約書の別紙「備品一覧」において、重要な物品とそれ以外の備品に区別されていないため、指定管理者においてもどの借受備品が重要な物品であるか識別することができず、重要な物品の購入等異動の事実があった場合でも、県に対する報告をすることができない。

県は、重要な物品の購入等異動の事実があったときに、指定管理者から遅滞なく報告を受けるため、物品無償貸付契約書の別紙「備品一覧」において、取得価格を記載するなどして、指定管理者が重要な物品を識別できるように、重要な物品とそれ以外の備品で区別するよう留意されたい。

#### 【意見14】物品無償貸付契約における県の責任

(103頁・15頁)

県は、指定管理者に対して、県民から負託された重要な県有財産の貸し付けを行う者として、貸付備品について管理責任を負っているが、物品無償貸付契約時に自ら現物確認することもなく、指定管理者に対して、貸付備品の購入及び廃棄等の異動に関する定期的な報告や定期的な現物確認等を求めることもなかったため、指摘事項3～6の状況が生じている。

貸付備品の維持管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、その実態を調査させることができ、実態調査についての報告及び資料の提出を指定管理者に対して求めることができる（物品無償貸付契約書第7条第1項、第2項）とされており、当該指定管理者に対する調査権は、貸付備品の維持管理の適正を期するために県が有する権利であり義務である。

したがって、県は、必要に応じて指定管理者に対して調査権を行使し、貸付備品の購入及び廃棄等の異動に関する定期的な報告や定期的な現物確認等を求め、場合によっては県自ら現物確認する等、貸付備品の適正な維持管理に努めるよう留意されたい。

#### ⑤指定管理業務のモニタリング評価

##### 【指摘事項7】指定管理業務のモニタリング評価

(110頁・15頁)

県は、指定管理者が行った業務のモニタリング評価を平成23年度から実施している。具体的には、4つの観点から指定管理者が1次評価を、県の施設所管課が2次評価を行った上で、その結果に基づき総合評価を行っている。

4つの評価の観点のうち、「管理運営体制の状況」と「サービス向上に向けた取組の実施状況」については、「管理運営状況等評価表」のそれぞれ10個の評価項目ごとに採点し、平均値を予め定めた基準により3段階評価を行う。施設所管課は、10個の評価項目の評価を指定管理者へのヒアリングで作成している。しかし評価項目のうち、少なくとも以下の評価には現場視察が必要と考えられる。

#### (観点Ⅲ) 管理運営体制の状況

- ・評価項目④二つ目 施設・設備に目に見える損傷、汚れ等がない。
- ・評価項目⑤一つ目 備品台帳に記載されている備品が全

(対応済み：スポーツ振興課)

令和2年9月に、指定管理者に対して貸付備品の異動に関する定期的な報告を求め、備品管理に係る実態調査を指示するなど、指定管理者により貸付備品が適正に管理されるよう指導を行っている。

また、今年度は指摘事項4への対応として、指定管理者が管理する備品を直接現物確認することとしており、こうした調査を行いながら、貸付備品の適正な維持管理を図る。

(対応予定：総務課)

令和2年度（令和元年度実績）のモニタリング評価については、評価実施要領を改正の上、原則、実地調査による評価を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、電話等でのヒアリング等による評価も可能とし、実施したところである。

なお、令和3年度のモニタリング評価からは、原則として実地調査により評価を行うこととし、令和2年度末までに評価実施要領の改正を行う予定である。

- で揃っている。
- ・評価項目⑩一つ目 経理書類が適切に作成され、通帳や印鑑などが適切に管理されている。

(観点Ⅳ) サービス向上に向けた取組の実施状況

- ・評価項目③一つ目 料金減免の説明が分かりやすく掲示されている。
- ・評価項目④一つ目 全職員が名札を着用し適切な服装をしている。

このうち、指摘事項2（財務規則で定めた書類が作成されていない）で記載した各施設、指摘事項5（備品台帳と現数が合わない）で記載した県立スケート場や県立田沢湖スポーツセンターでは、関連する評価項目は、×と評価され満点評価にならないと考えられる。

県は、指定管理者が行った業務を評価する際には現場視察を義務付けるなどルールを定め、運用することを検討されたい。

#### ⑥施設の利活用

【意見15】 県有体育施設利用者の属性別の利用実績の把握（111頁・16頁）

県は、県有体育施設の利用実績に関して、月別に利用者数や使用料の合計を把握しているものの、属性（年齢、性別、個人や団体等）別の利用実績を把握していない。

第3期秋田県スポーツ推進計画において、「スポーツ立県あきた」推進のための取組として、「ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進」を掲げているが、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進に効果的かつ効率的に取り組むためには、利用実績の属性別情報を把握し、把握されたそれぞれの状況に応じて、スポーツ活動を促進するための取り組みを実施することが必要不可欠である。

県は、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進に効果的かつ効率的に取り組むために、県有体育施設の利用実績について利用者の属性別に利用者数や徴収された使用料等を把握するように努められたい。

【意見16】 県立向浜運動広場テニスコートの利活用（113頁・16頁）

県立向浜運動広場テニスコートは屋外のクレーコート9面で構成され、冬季を除いた約7か月間利用可能である。金額ベースでテニスコートの直近3年間の稼働率を試算すると、平成28年度は8.6%と低水準となっており、平成29年度は3.9%、平成30年度は4.7%と半減している。半減の要因は、平成29年度の8月～11月において近接する県立野球場のLED化工事に伴いテニスコートが利用できない状況にあり、利用実績がゼロとなったこと、その後県立中央公園等の他施設に一旦流れた利用者が、当施設に戻ってこなかった。

（対応困難：スポーツ振興課）

県有体育施設の利用者については、例えば試合の観客など、施設管理者が属性情報を得ることが困難な利用者が多数に上るほか、施設によって利用申込方法が様々であり、全ての施設で同じ種類の属性情報を把握することはできないことから、県有体育施設に関する属性別の利用実績を把握することは困難である。また、把握できるとしても、県内に所在する体育施設のごく一部である県有体育施設の利用実績は県全体のスポーツ活動促進の基礎資料としては十分でない。

しかしながら、県では、「全県体カテスト・スポーツ実態調査」を毎年度実施し、調査対象者の居住市町村、性別、年齢、職業といった属性を把握した上で県民のスポーツ活動の状況を把握しており、今後も引き続きこうした調査の結果を活用しながら、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進に取り組むこととしている。

（検討中：スポーツ振興課）

令和2年度中に、当該テニスコートに対する需要を探った上で、現在の施設規模の適否や改修方法・コストについて研究し、施設の今後の在り方について検討する。

たこと等による。また、平成24年の暴風の影響により9面のうち、2面が使用できない状況が続いている。

一方、県は月次で指定管理者から利用実績の報告を受けているものの、利用が低減している状況についてその分析や対応を行っておらず、平成30年度においても9面の利用を前提とした指定管理料の支払いを行っている。

県は県立向浜運動広場テニスコートについて、いまだ補修工事が行われず2面が使用できない状況が続いていること、施設の整備後相当の年数が経過し老朽化が進んでいること、昨今利用の低迷が続いている現状を分析し、今後の施設の存続を含めた利活用の在り方を検討されたい。

#### ⑦無償貸付3施設

【意見17】無償貸付3施設の民間等への譲渡の推進  
(116頁・17頁)

鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの3施設については、県が事業主体となり20年前に整備された。その後、施設の所有は県であるものの、公共の用に供するものとして、無償で地元の市・広域市町村圏組合に対して貸付が行われている。したがって、施設の管理運営に関しては各自自治体等が行っているものの、施設の所有は県であることから3施設合計で年間22,543千円～69,728千円程度の修繕コストを県は負担している。

これらの3施設については県の第4期行財政改革推進プログラム（平成20～22年度）において、県が事実上管理していないことから、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めるとされた。その後「あきた公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」」（更新日：平成31年3月29日）においても、建物の目標使用年数を60年とし、施設管理に関する基本的な方針として「民間等へ譲渡を進めるが、譲渡できない場合にあっては建替えを実施しない」とされている。

そのため、県では無償貸付を行っている自治体等に対して、県から自治体等へ施設の無償譲渡を行った場合、受け入れが可能か調査を行っている。その結果、3施設ともに、今後の大規模改修にかかる財政負担を各自自治体単独で負うことが困難であること、施設利用者が広域的であることから、今後も県有施設としての存続を望み、現時点では受け入れが難しいと回答されている。

これらの3施設については今後、施設の整備後相当の年数経過に伴う大規模修繕による財政負担の増加とともに、人口減少による利用者数の減少が見込まれる。地域別の将来推計人口によると、県有体育施設の多くが位置する秋田市の30年後の人口減少率（28.5％）に比べて、3施設の位置する大館市、能代市、鹿角市の人口減少率は約50％となり、人口減少による利用者数の減少の影響をより大きく受けると考えられる。

したがって、県は鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの3施設について、現在規模での施設の存続必要性を検討し、必要であるとした場合は、中長期的な有効性・効率性の観点で民間等への譲渡、官民連携手法を含めた施設の今後の在り方を

(対応予定：スポーツ振興課)

無償貸付を行っている3施設については、平成28年度～令和7年度を対象期間とする県の公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画において期間内における施設の在り方が示されており、いずれも「耐用年数を迎える設備機器類を修繕・更新し、存続とする。」としており、現在規模での存続を予定している。令和8年度以降の施設の在り方については、現在の計画終了時に改めて検討する。

十分に検討されたい。

⑧県有体育施設の整備後の維持修繕

【意見18】整備後相当の年数が経過した県有体育施設の維持管理

(118頁・17頁)

県有体育施設のうち、特に、県立体育館（令和元年時点で整備後51年）、県立スケート場（同48年）、県立向浜運動広場（同39年）、県立新屋運動広場（同30年）、スポーツ科学センター（同40年）は、整備後相当の年数が経過している。

また、整備後相当の年数が経過した施設は、その維持管理のための支出も増加し県の財政負担が増すことになる。上述の施設の今後6年間（令和2年度から7年度）の修繕支出の見積額は、それぞれ以下のとおりである。

県立体育館	422,533千円
県立スケート場	298,456千円
県立向浜運動広場	-千円（修繕を予定せず施設維持を図る）
県立新屋運動広場	24,430千円
スポーツ科学センター	4,672千円

整備後相当の年数が経過した施設の改築、維持管理に係る財政負担の増加は、地方自治体の共通の課題である。それらの課題に対し、官民連携手法を用いた公共施設の運営、維持管理を行っている地方自治体の以下の取組事例がある。

- ・施設整備を含むPPP/PFI事業
- ・複数施設の維持修繕を包括的、効率的に行うPPP/PFI事業
- ・施設の集約化・共有化等により施設の有効活用、稼働率向上に資するPPP/PFI事業

県は、整備後相当の年数が経過した施設か否かに関わらず県有体育施設の今後の改築、維持修繕の計画については、財政負担を考慮し、施設の有効活用を図る官民連携手法についても検討されたい。

(対応済み：スポーツ振興課)

平成29年度に策定された「秋田県PPP/PFI手法導入優先的検討方針」において、「新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合」や「公共施設等の運営等の見直しを行う場合」等で、「利用料金の徴収を行う公共施設整備事業」かつ「設計費を含む施設整備の総額が10億円以上の公共施設整備事業」については、PPP/PFI手法導入を優先的に検討することとされており、現時点では検討対象施設が存在しないものの、今後、県有体育施設の整備において該当する案件が出てきた場合には、当該方針に基づき、官民連携手法を検討する枠組みが既に用意されている。